

令和7（2025）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会  
第2回 緑化指針改正検討部会 会議録

日時	令和8年3月25日（水） 10時00分～12時00分	場所	本庁舎3階303会議室 （オンライン）
出席者	<p>委員 柳井部会長、飯島委員、飯田委員、坂井委員</p> <p>事務局 建設緑政局緑政部： 磯部部長 みどり・多摩川事業推進課： 坂課長、鈴木課長補佐、田中職員 みどりの保全整備課： 渡邊課長、上原係長、高橋職員、長谷川職員 建設緑政局総務部企画課： 栗林担当係長</p>		
傍聴者	0名		
議題	川崎市緑化指針の改正素案（骨子案）について		
事務局	開会		
事務局	<建設緑政局緑政部長あいさつ>		
事務局	<出席者紹介>		
部会長	本日の出席状況と会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。		
事務局	委員4名全員の出席により成立しております。本会議は原則公開とし、会議録は要約方式にて発言者が分かるよう委員名を記載して作成し、公開することをご了承いただきたいと存じます。		
部会長	公開を進めることを確認いたしました。傍聴希望者はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですね。それでは審議に入ります。全体に関して事務局から説明をお願いいたします。		
事務局	<資料に基づく事務局説明>		
部会長	質問や意見がございましたらお願いいたします。		
坂井委員	緑化協議対象外となる小規模な共同住宅や事業所の緑化促進について発言いたします。114件もの対象外案件があるとのことですが、規模が小さく細長い緑地しか確保できない場合、事業者や設計者が緑をつくる意義を見出せず、結果的に駐輪場や宅配ボックス、ゴミ置き場などの分かりやすい機能に取って代わられてしまう懸念があります。これを防ぐためには、たとえ小規模な緑であっても、雨水浸透に役立つといったグリーンインフラの効用や、小さな昆虫が集まるといった生物多様性への寄与を分かりやすく示す必要があります。		
事務局	小規模な緑化の効果や実務で使えるメリットを分かりやすく示すことの重要性を認識いたしました。実際に現場でつくっていただく方々にメリットを感じていただけるよう、コラムのような形式も含めて具体的な表現方法を検討させていただきます。		
坂井委員	スケールの小さい緑であっても都市においてどのような効果を発揮するのかを示し、それを推進していくための道筋をつけていただければと思います。		
部会長	デザインのガイドラインなどを参照できるというイメージでしょうか。		
坂井委員	はい。緑化指針の総論で緑の効用を説く際、小規模な緑が何の役に立っているのかというコンセプトと簡単な手法が提示されていると、事業者も腑に落ちると思います。宅配ロッカーなどの分かりやすい機能に取って代わられないよう、緑の効用をしっかりとアピールすることが大事です。		

# 令和7（2025）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 第2回 緑化指針改正検討部会 会議録

部会長	それでは他のご意見もお願いいたします。
飯島委員	緑化の意義や協力の理念についてですが、事業者が我がこと化して協力できるよう、冒頭にしっかりと理念を書き込むべきだと思います。企業におけるCSRなどと同様に、川崎市内で土地や空間を占有することに対する社会的な責任や役割があるということを明記し、どんな面積や規模であれ自分たちも地域の一員としてやれることがあるのだと認識していただけるような表現にすることが望ましいと考えます。
事務局	我事（われごと）化という言葉は市長も重要視しているキーワードです。緑は行政だけがつくるものではなく、自ら自分たちのこととして考えてもらう視点が必要不可欠です。企業に役割や責任を強く意識していただけるような記載をしっかりと検討いたします。
飯田委員	資料にある協議によって創出された緑化地の面積について確認させてください。これは既存の緑地の保全ではなく、新たに生まれた緑化地の面積という理解でよろしいでしょうか。
事務局	おっしゃるとおり、新たに創出された緑地の面積です。
飯田委員	臨海部でも新たな緑化地が生まれているのですね。扇島での開発においても、工場立地法などをクリアしつつ新たな緑化協議の対象となっていく想定なのでしょうか。
事務局	扇島の開発も基本的には緑化協議の対象となりますが、今後整備される物流施設などのうち、生産施設を伴わないものについては工場立地法の対象外となるケースもあると想定しております。
飯田委員	物流施設が多いのでしょうか。また、既存の臨海部において緑地を設ける面積がないという現状と新規開発の割合について伺いたいです。
事務局	具体的な数字は手元にはございませんが、石油化学やリサイクル産業、エネルギー産業エリア等では、工場立地法以前から操業している事業所が多く、緑化協議上の緑化面積率の基準を満たせていない事業所が多く存在する状況です。
飯田委員	今回の改正で協議対象規模の変更は検討されていますでしょうか。
事務局	現時点では対象規模の変更は想定しておりませんが、民有地緑化の推進は緑の基本計画改定とセットで検討していくべき課題であると認識しております。
飯田委員	緑被率の減少を反転させるためには、対象外となっている小規模な戸建ての建て替えなどの開発も対象に含めていく必要があると思います。イギリスの制度でも小規模開発が対象に含まれている事例がありますので、ご検討いただきたいです。
部会長	創出された緑化面積については、建設によって失われた緑との差し引きで冷徹に見る必要があります。また、臨海部については工場立地法の特例として敷地外緑地の仕組みを運用していると思いますが、川崎市は実際にそれを運用しているのでしょうか。
事務局	すでにそのような位置づけをしており、環境施設面積で見れる部分と緑被率とを分けております。臨海部については一部緩和という形で基準を少し下げている状況です。
部会長	ありがとうございます。また、緑化の意義についてですが、生物多様性、気候変動対策、ウェルビーイングの3本柱で区切るだけでなく、それらが相まって機能する多面的な価値を示すべきです。人工物を購入してエネルギーを使うのではなく、自然のプロセスを重視することや、手入れを通じてコミュニティが形成されるといった、維持管理がもたらす価値についても総合的に示す必要があると考えます。

# 令和7（2025）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 第2回 緑化指針改正検討部会 会議録

事務局	3本柱に意識が集中してしまい、それらが総合的に機能する本質的な良さの表現が不足していたと認識いたしました。緑の多面的な機能や維持管理の価値について、緑化の意義のさらに上の段階としてしっかりと説明できるよう記載を充実させます。
部会長	他にご意見はございますか。
坂井委員	東京都のベイエリアにおける緑化基準引き上げの事例などを参考に、扇島等の臨海部において緑化をより強く推進する方針を出してはいかがでしょうか。また、維持管理のための緑化地等表示板については、すべての大規模小規模事業に設置すると景観上の問題が生じたり、基準値をわずかに下回る面積での開発逃れが発生したりする懸念があります。規模に応じた工夫や、住民が自分ごととして維持管理に関わりたくなるような内容にすることが求められます。さらに表彰制度についてはどのようなものがあるのでしょうか。
事務局	既存の環境功労者表彰などは、みどりの事業所推進協議会に加入し緑化に取り組む市内企業を対象としておりますが、他都市の表彰制度や認証制度なども含めて検討が必要と考えております。
坂井委員	何に対して表彰するのか、事業者だけでなく市民や管理組合などを対象とするなど、他の部署も巻き込んで議論すべきかと思えます。
事務局	いかに事業者に緑をつくらせるかという視点になりがちでしたが、実際に緑を残し育てていく地域住民やコミュニティに対するインセンティブという視点が抜け落ちておりました。新たな視点として今後の検討を進めます。
坂井委員	対象が事業者になりがちですが、整備段階からエリアマネジメントなどの長期的な維持管理を見据え、つくる側から育てる側へのつなぎの部分までを含めて表彰や広報の仕組みを検討していただきたいです。
部会長	緑をつくる事業者側と、引き継いで育てていく市民や管理組合などの両面をしっかりと評価し、支援していく仕組みが重要ですね。既存の表彰制度には、どのようなものがありますか。
事務局	環境功労者表彰の中に工場緑化の分野がございます。
部会長	ありがとうございます。それでは飯田委員お願いいたします。
飯田委員	市独自の表彰制度を新設して運用し続けるのは審査コストなどが大きく大変です。既存の認証制度の申請費用を支援するなどの形をとる方が効率的ではないでしょうか。また、小規模な緑地の維持管理を長年行っている市民を表彰する仕組みは日本全体でも不足しているため、国を含めた広い枠組みで要望を出しながら考えていく必要があると思えます。
事務局	民有地で維持管理を頑張っている方々への支援はこれからの大きな課題です。既存の仕組みの中で対応できるかどうかも含め、検討してまいります。
部会長	資金的な助成や申請支援だけでなく、都市緑化植物園などと連携して維持管理に関する技術的な相談窓口を設けるといった、多面的な支援のあり方も考えられると思えます。
飯島委員	緑地の意義について、存在効用と利用効用を整理して説明すると事業者にも分かりやすいです。ウェルビーイングには公衆衛生やデジタルデトックスの観点も加えると効果的です。維持管理については、成長や遷移を止めるためだけのものではなく、手入れそのものがコミュニティ形成につながるイベントになり得るという概念の解説が必要です。また事業者に対しては、風評被害や予期せぬトラブルを警戒する心理に配慮し、土壌を深く掘削しなくても対応できる屋上緑化や壁面緑化などの多様な人工地盤の緑化を推進し、ハードルを下げるニュアンスを伝えると協力が得やすいと考えます。

# 令和7（2025）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 第2回 緑化指針改正検討部会 会議録

事務局	維持管理の概念について、ただ緑を残すことだけでなく、コミュニティの質を向上させる視点を含めて記載を広げるよう検討いたします。
部会長	重要な結節点となる駅前再開発などの大規模案件が多く予定されていますが、公開空地などの都市計画制度と今回の緑化指針の連携についてはどのようにお考えでしょうか。
事務局	現在、全庁的な緑の将来像の取組の中で、まちづくり局が所管する総合設計制度などの許認可プロセスにおいて、生物多様性の視点など緑化の要素を上乗せして誘導する仕組みについて庁内で協議を進めている段階です。
部会長	公開空地などが多く出てくるということでしょうか。
事務局	はい。現在川崎市では公開空地に緑の要素を上乗せする運用はありませんが、東京都の事例などを参考に検討を進めていきたいと考えております。
部会長	駅前には重要な場所ですのでぜひご検討ください。それでは他にいかがでしょうか。
飯田委員	補足となりますが、先ほど言及したイギリスのBNGについて、事務コストや住宅供給遅延の問題から2000平米以下の住宅開発が免除される方向にあるようです。川崎市において協議対象外の小規模案件をどこまで含めるかは、事務負担とのバランスを見ながら検討の余地があると思います。
部会長	指針と協議の手引きに分けるという構成案について、皆様からご意見をお願いします。
飯田委員	おおむね良い構成だと思えます。ただ、指針本体のボリューム感がどの程度になるか確認しておきたいです。
事務局	総論編は緑の効果など加筆する要素があり量が増えることが予測されます。このため、市民の方々に気軽に手に取ってもらい、緑の効果を分かりやすく伝えるためのパンフレットのような概要版の作成も並行して検討いたします。全体ボリュームは未定ですが、重複を整理しできるだけシンプルにしていきたいと思います。
部会長	一定程度のボリュームの手引きと、それとは別に普及啓発の概要版を作成するということですね。
事務局	はい、緑の効果を伝えるパンフレットのような形で作っていききたいと考えております。
坂井委員	指針と手引きに分けることには賛成いたします。こまめな改正が入る際に便利だということでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。
坂井委員	基準の更新などについては次回以降に議論するということがよろしいですか。
事務局	はい、その予定です。
坂井委員	実務的な確認ですが、これまで緑化協議において不成立となった場合の対応はどうなっているのでしょうか。
事務局	条例に基づく任意の努力義務の協議であるため、要件を満たしていない場合は協議が整っていない旨の回答書を発行いたします。ただ、件数はごくわずかです。
坂井委員	承知いたしました。良いと思います。
部会長	本日の議論を総括いたします。緑化の意義の充実に関して、多面性や自然のプロセス、我が事化、デジタルデトックスの視点などが挙げられました。また、人工地盤の緑化の推進、臨海部や結節点となる駅前の緑化推進の強化、表彰や助成のあり方、そして協議対象

## 令和7（2025）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 第2回 緑化指針改正検討部会 会議録

規模の拡大検討など多くの意見が出されました。言い残したことや、事務局からの報告事項はございますか。

事務局 次回の部会は令和8年6月下旬を予定しています。日程調整のご連絡を改めていたします。

部会長 次回の部会にあわせて、臨海部などの現地視察を実施したいと考えておりますがいかがでしょうか。

事務局 6月の部会に合わせて、途中参加も可能な形で視察の時間を調整させていただきます。

部会長 よろしく願いいたします。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局 議事の進行ありがとうございました。閉会に当たりまして、建設緑政局緑政部長よりご挨拶申し上げます。

事務局 <建設緑政局緑政部長から閉会の挨拶>

閉会